

名古屋都市計画地区計画の決定（豊明市決定）

都市計画健康医療福祉拠点地区計画を次のように決定する。

名 称		健康医療福祉拠点地区計画
位 置		豊明市杣掛町田楽ヶ窪、峠前、間米町森前、峠下及び鶴根の各一部
面 積		約 1 9 . 4 h a
地区計画の目標		本地区は、名古屋市南東部・豊明市北西部の丘陵地に位置し、名古屋市と豊明市にまたがる形で、愛知県下の高度救急医療体制を支える拠点病院である藤田医科大学病院、医療機関で活躍する医療人材を多数輩出している医療大学機能が立地している区域の一部である。 本地区を含む区域全体において、自然と共生しながら、人々の安全安心な暮らしと健康長寿社会の基盤となる、次世代健康まちづくりを目指すため、質の高いみどり豊かな環境を形成することで周辺環境との調和を図りつつ、本地区では主に、医療分野における先端的な学術・研究開発拠点の形成、災害時における広域医療を支える医療防災拠点機能の充実を図る。
区域の整備開発及び保全の方針	土地利用の方針	本地区を含む区域全体において高度医療サービス拠点の形成、医療分野における先端的な学術、研究開発拠点の形成を図るため、医療機能、学術・研究開発機能の各機能を連続させながら配置することで、学術・研究・臨床の一体性を確保しながら適切な役割分担を図るとともに、医療機能の強靱化に向けて防災拠点エリアを配置する。 本地区では、「防災拠点地区」、「健康医療福祉地区」、「居住地区」の3地区に区分し、それぞれ次の方針に基づいた土地利用を図る。 1：防災拠点地区 災害時における医療機能の確保・充実や医療リソースの供給体制の確立を図るため、被災後も健在し、健康医療福祉地区の機能維持を図る施設の集約的整備を推進する。 2：健康医療福祉地区 先進医療の高度化に対応する医療機能の拡充や産学連携による先端技術を活かした次世代型健康まちづくりを先導的に実施する拠点の形成、患者家族や医療従事者のための宿泊機能等の形成を図る。 また、医療分野の研究者などの学術交流が育まれる拠点形成を図るため、交流施設等や関係者宿泊機能施設等の整備を推進する。 3：居住地区 既存住宅地の環境を保全し、良好な住環境を形成する。

	地区施設の整備の方針			周辺環境と調和し、地域に開放された親しみのある学術、研究開発拠点及び防災拠点エリアの形成を図るため、以下の整備を行う。 1 勅使ヶ池緑地や二村山緑地など、周辺の豊かな自然景観を活かしつつ、本地区が目指す自然共生のまちづくりの基盤となる、質の高いみどり豊かな環境を形成するため、緑地を整備する。 2 道路は区域外との円滑な接続及び地区内の歩行者等が安全に利用できるように配慮し、配置する。 3 調整池は下流河川への負担を軽減するため、適切な容量を確保し、配置、整備する。				
	建築物等の整備の方針			1 敷地の細分化を防ぐため、敷地面積の最低限度を定める。 2 みどり豊かで良好な環境を形成するため、建築物の緑化率の最低限度を定める。 3 良好な住環境を維持するため、建築物の高さの最高限度を定める。				
	その他当該区域の整備、開発及び保全に関する方針			1 緑地を区域内に整備し、周辺環境との調和及びみどり豊かなキャンパス環境の形成を図る。 2 屋外に設置する建築設備について、目隠しを設けるなど、景観への配慮に努める。				
地区整備計画	地区施設の配置及び規模			道路	名称	幅員	延長	配置
					道路 1 号	4 m	約 2 4 0 m	計画図表示とおり
				緑地	名称	面積		配置
					緑地 1 号	約 8 5 0 m ²		計画図表示とおり
				調整池	名称	面 積		配 置
					調整池 1 号	約 7 5 0 m ²		計画図表示とおり
					調整池 2 号	約 4 0 0 m ²		
					調整池 3 号	約 3 0 0 m ²		
					調整池 4 号	約 4 0 0 m ²		
					調整池 5 号	約 6 0 0 m ²		
	事項	建築物等に関する	地区の区分	地区の名称	防災拠点地区	健康医療福祉地区	居住地区	
				地区の面積	約 2 . 6 h a	約 1 6 . 3 h a	約 0 . 5 h a	
			建築物等の用途の制限		次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。			

			1 : 研究施設 (防災関連) 2 : 防災備蓄倉庫 3 : 回転翼航空機に係る防災ヘリポート及び格納庫、整備作業場 4 : 自動車車庫又は自転車駐車場 5 : 災害時の電力供給施設 6 : 前各号に附属する施設	1 : 研究施設 2 : 大学及び附属病院 3 : 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの 4 : 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの 5 : 診療所 6 : 集会場 7 : 宿泊施設 (前各号の施設利用に供する者が利用することを主たる目的とするもので、当該用途に供する部分の床面積の合計が 3,000 m ² 以下のものに限り。) 8 : 飲食店又は物品販売業を営む店舗 (当該用途に供する部分の床面積の合計が 1,000 m ² 以下のものに限り。) 9 : 自動車車庫又は自転車駐車場 10 : 自動車修理工場 (病院緊急車両に関するものに限り。) 11 : 前各号に附属する施設	1 : 住宅 2 : 建築基準法別表第二 (い) 項第二号に掲げるもの 3 : 共同住宅、寄宿舎又は下宿 4 : 集会所 5 : 前各号に附属する施設
		建築物の敷地面積の最低限度	5 0 0 m ²		1 6 0 m ²
		建築物等の高さの最高限度	—		1 0 m
		建築物の緑化率の最低限度	1 0 0 分の 3 . 0	—	

「区域、地区の区分は、計画図表示のとおり」

理 由

地区内や地区周辺の既存住宅地の住環境や自然環境の調和に配慮した健康医療福祉拠点の形成を図るため、地区計画を決定するものである。